

## 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和4年12月12日  
旭川市福祉保険部指導監査課

### 1 趣旨

有料老人ホーム事業者である株式会社ぶれいぶに対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和4年11月30日に行いました。

### 2 対象事業者等

#### (1) 事業者

法人名：株式会社ぶれいぶ

代表者名：代表取締役 幕田 健一

所在地：旭川市6条通16丁目76番地の8

#### (2) 施設

施設名：ケアホーム介援隊

所在地：旭川市7条通16丁目77番地の25

類型：住宅型

### 3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

### 4 処分の理由となる事実

市へ提出された有料老人ホーム設置届（以下「設置届」という。）の内容が虚偽であり、記載されていた管理者は実態と異なっていた。

ケアホーム介援隊（以下「当該有料」という。）から勤務形態一覧表（当該有料の事業開始年月日である令和2年12月25日から現在に至るまで）の提出があり、内容を確認したところ当該有料にて当初、設置届に記載されていた職員は管理者としての勤務実績がなく、実際は当法人の代表取締役が管理者業務を行っていた。

### 5 改善命令の内容

- (1) 虚偽の書類の作成及び届出をしないこと。
- (2) 法令遵守を徹底すること。